

## 令和2年第5回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和2年9月4日(金曜日)午前10時開議

- |        |         |  |        |
|--------|---------|--|--------|
| 日程第 1  | 報告第 1号  | 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について                         | (町長提出) |
| 日程第 2  | 報告第 2号  | 放棄した債権の報告について                                    | (町長提出) |
| 日程第 3  | 議案第 1号  | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について                       | (町長提出) |
| 日程第 4  | 議案第 2号  | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について                       | (町長提出) |
| 日程第 5  | 議案第 3号  | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について                       | (町長提出) |
| 日程第 6  | 議案第 4号  | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について                             | (町長提出) |
| 日程第 7  | 議案第 5号  | 那珂川町税条例等の一部改正について                                | (町長提出) |
| 日程第 8  | 議案第 6号  | 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9  | 議案第 7号  | 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について          | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 8号  | 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 9号  | 令和2年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の議決について                    | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について              | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について               | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 令和元年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について                     | (町長提出) |

- 日程第 1 5 認定第 1 号 令和元年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 1 6 認定第 2 号 令和元年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について (町長提出)
- 日程第 1 7 認定第 3 号 令和元年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて (町長提出)
- 日程第 1 8 認定第 4 号 令和元年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について (町長提出)
- 日程第 1 9 認定第 5 号 令和元年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て (町長提出)
- 日程第 2 0 認定第 6 号 令和元年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて (町長提出)
- 日程第 2 1 認定第 7 号 令和元年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について (町長提出)
- 日程第 2 2 認定第 8 号 令和元年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（11名）

1 番	福 田 浩 二 君	2 番	大 金 清 君
3 番	川 俣 義 雅 君	4 番	益 子 純 恵 君
5 番	小 川 正 典 君	7 番	益 子 明 美 君
8 番	大 金 市 美 君	9 番	川 上 要 一 君
1 0 番	阿久津 武 之 君	1 1 番	小 川 洋 一 君
1 2 番	鈴 木 繁 君		

#### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君
代表監査委員	岡洋一君		

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
- 

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

定例会3日目となります。昨日、一昨日と一般質問で貴重なご提言等を賜りまして、ありがとうございました。今後の町政運営に反映させてまいりたいと思います。

それでは、ただいま上程されました報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

令和元年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率は、ともに国の

基準以下となりました。健全化法上においても指数が好転し、健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明申し上げます。

1、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計をはじめ全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3か年の平均で表したものでありまして、平成30年度の7.7%に対し令和元年度は7.9%で、0.2ポイントの増となりました。これは、新庁舎整備事業及び認定こども園整備事業で借り入れた地方債の据置期間が終わり、元金の償還が始まったため実質公債費率が上昇いたしました。今後とも、早期健全化基準内の財政運営に努めてまいります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に、交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。令和元年度は、昨年度に引き続き将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、各会計の事業規模における資金不足額の比率を表すもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなっております。

3、監査委員の意見につきましては別紙をご覧くださいと思います。

以上で令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

- 議長（鈴木 繁君） 日程第2、報告第2号 放棄した債権の報告ついてを議題とします。  
本件について報告を求めます。  
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第2号 放棄した債権の報告についてご説明いたします。

那珂川町債権管理条例第15条第1項の規定により債権を放棄したもので、同条例第16条の規定により議会に報告するものであります。

令和元年度中において、同条例第15条第1項各号に該当すると認められましたので、45万1,628円、26人の債権を放棄いたしました。町にとっては貴重な財源でありますので、徴収することを基本としつつ、今後とも債権の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させます。

- 議長（鈴木 繁君） 上下水道課長。  
○上下水道課長（益子泰浩君） 補足説明申し上げます。

水道料金につきまして、那珂川町債権管理条例第15条第1項第1号に該当するものとして12万7,898円で7人、第4号に該当するものとして32万3,730円で19人、合わせて45万1,628円で26人の債権を放棄いたしました。

以上で放棄した債権の報告についての補足説明を終わります。

- 議長（鈴木 繁君） 報告が終わりました。  
以上で報告第2号を終わります。

---

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（鈴木 繁君） 日程第3、議案第1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第4、議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第5、議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、以上3議案は関連がありますので、一括議案とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号から議案第3号までの那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項及び那珂川町税条例第78条の規定により議会の同意を得て町長が選任すると定められております。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております小幡一美氏、藤田洋氏、川俣勇也氏の3名は、本年11月27日をもって3年間の任期満了となります。

つきましては、議案第1号の小幡一美氏、議案第2号の藤田洋氏及び議案第3号の川俣勇也氏を引き続きお願いしたいと考えております。いずれの方も固定資産評価審査委員会委員の席をつつがなく務められており、人格、識見ともに申し分のない方であります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第6、議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力をいただいております小幡絹代氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。

小幡委員におかれましては、38年間にわたり教職員として勤務され、平成28年11月29日から委員としてご活躍いただいております。那珂川町教育委員会委員として人格、識見ともに適任者であります。

つきましては、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、小幡絹代氏、飯塚 基氏、長谷川久夫氏、渡邊芳枝氏の4名の委員であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。



これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第7、議案第5号 那珂川町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町税条例等の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日及び同年4月30日に公布されたことに伴い、那珂川町税条例等につきましても所要の改正を行うものです。

今回の改正の主な概要であります。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特例措置を制定するものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） それでは、補足説明申し上げます。

お手元の議案書に添付しております参考資料、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますのでご覧いただきたいと思っております。

1 ページをご覧ください。

1 の改正理由ですが、今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等が令和2年3月31日と4月30日に公布され、個人住民税におけるひとり親等の控除の見直し及び新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の特例措置、地方税の徴収猶予、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長等を措置するもので、本年10月1日以降の施行に伴い、町条例の一部を改正するものです。

2 の改正する条例名は、那珂川町税条例です。

3 の改正内容等についてですが、今回は2条立ての改正となっております。

それでは、第1条改正から説明いたします。

番号1の第19条は、賦課徴収に関し納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金について、法人に課される法人税割額の申告納付及び法人税割の課税標準となる法人税額の算定について、控除または加算の改正に伴う地方税法第326条第1項の、項ずれにより規定の整備を行うものです。

番号2の第20条は、賦課徴収の延滞金等に関し、年当たりの割合の基礎となる日数を定めた利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条による改正により、条例の項の削除をするものです。

番号3、第23条第3項は、町民税のうち、法人の納税義務者等に係る事項で、人格のない社団等の法人としての取扱いを定めた法第294条第8項の改正に併せて規定の整備をするものであります。

番号4、第24条第1項第2号は、法第295条第1項の改正により個人の町民税の非課税範囲を、寡夫からひとり親に改正するものです。

番号5、第31条第2項並びに第3項は、法人税法における連結納税の廃止に伴う法第312条第1項、第4項の改正に併せて規定の整備を行うものです。

番号6、第34条の2は、住民税の所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の

措置をすることとした法第314条の2の改正に伴う規定の整備を行うものです。

番号7、第36条の2第1項は、町民税の申告に係る寡夫控除額、ひとり親控除額の法第317条の2第1項の改正に伴い、項ずれを生じたため規定の整備を行うものです。

2ページをご覧ください。

番号8、第48条は、法人の町民税の申告納付に関する法第321条の8の法律改正により項ずれが伴い、規定の整備を行うものです。

番号9の第50条第2項から第4項は、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととした連結納税の廃止の改正に伴い、法第321条の12第2項から第4項の項ずれ等の規定の整備を行うものです。

番号10、第52条第4項から第6項は、前条と同じく、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととした連結納税の廃止により、法第327条第4項から第6項の改正に伴い規定を削除するものです。

番号11、第94条第2項は、たばこ税の課税標準に関する法第467条第2項の改正に伴い、葉巻たばこの本数換算を追加するものです。

番号12、第94条第4項は、たばこ税の課税標準に関する地方税法施行令第53条の2第1項の改正に伴い、製造たばこから葉巻たばこを除くものとした文言を追加するものです。

番号13、附則第3条の2は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う法附則第3条の2の改正によるもので、文言の規定を整備するものです。

番号14、附則第4条第1項は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う地方自治法施行令第3条の2の2の改正により、文言の規定整備を行うものです。

番号15、附則第10条の読替規定は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業等の家屋及び償却資産並びに先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税等の課税標準特例として、法附則第61条及び第62条を追加するものです。

番号16、附則第10条の2は、法附則第15条等の改正により、項ずれ及び条項を追加するものです。附則第10条の2第17項は、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、固定資産標準額をわがまち特例として4分の3を割合として追加するものです。同じく第25項は、水防法に指定された浸水被害軽減地区内の土地に、固定資産税課税標準額をわがまち特例として3分の2の割合として追加するものです。同じく、第27項は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物における固定資産税の課税標準額を、わがまち特例として零を割合として追加するものです。

3 ページに移ります。

番号17、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6月延長するものでした。法附則第29条の8の2の改正による規定の整備です。

番号18、附則第17条第1項は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設をするもので、法附則第34条第4項の改正により条項を加えるものです。

番号19、附則第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得に係る課税の特例について、項ずれが生じたため規定の整備を行うものです。

番号20、附則第24条は、法附則第59条第3項の改正により、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例を追加するものです。

番号21、附則第25条は、法附則第60条第3項及び第4項の改正により新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を追加するものです。

番号22、附則第26条は、法附則第61条第2項の改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、適用期間を1年延長するものです。

4 ページに移ります。

次に、第2条について説明いたします。

番号1の第94条第2項は、たばこ税の課税標準に関する法附則第467条第2項の改正に伴い、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、施行期日令和2年10月1日においては1本当たり0.7本としていたものを、令和3年10月1日からは1本当たり1本に改めるものです。

番号2、附則第3条の2の第2項は、法附則第3条の2第2項の改正により、項の削除に伴う措置を行うものです。

番号3、附則第10条は、法附則第61条を63条に、62条を64条とする条ずれの改正により規定の整備を行うものです。

番号4、附則第10条の2第27項は、法附則第62条を64条とする条ずれの改正より、規定の整備を行うものです。

附則について説明いたします。

第1条は、各条項について施行期日を付したものです。

第2条は、延滞金に関する附則第3条の2の改正については、施行期日を令和3年1月1

日とし、施行期日前については従前の例とするものです。

第3条は、町民税の申告に関するもので、第1項は条例第24条等のひとり親の施行期日は令和3年1月1日とし、施行期日前においては、従前の例とするもので、また第2項は個人町民税申告書のただし書について改正するものです。

第4条は、法人の町民税に関する部分の改正については、施行期日を令和4年4月1日とし、施行期日前については従前の例とするものです。

第5条は、町たばこ税に関する経過措置として、施行期日を令和3年10月1日とした改正条項については、施行期日前は従前の例とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町税条例等の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第8、議案第6号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年5月に子ども子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、令和元年5月及び令和2年4月にそれぞれ特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことによるものであります。

認定こども園等による食事の提供に要する費用の負担区分の規定等を改正するほか、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に合わせ、用語及び文言の整理等を行うものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 補足説明を申し上げます。

主な改正内容について、議案書の次に添付してあります参考資料により説明いたしますので、ご覧ください。

最初に、参考資料1ページ、1番の目次、第3章、第3節は、「特定地域型保育給付費」を「特例地域型保育給付費」に名称を改正するものです。

2番の第2条は、引用する基準の名称を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改正するものです。

3番の第3条第1項は、特定教育・保育施設等が目指す一般原則に、「子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮すること」を追加規定するものです。

4番は、第4条の見出しを削除するものです。

5番の第5条第1項は、「認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に名称を改正し、「利用者負担」を「第13条の規定により支払いを受ける費用に関する事項」に改正するものです。

6番の第6条見出しは、第39条の見出しに合わせ、改正するものです。

7番の第6条第1項は、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に名称を改正するもので、第6条第4項以降の改正において「第6条第1項の改正に同じ」としております。

8番の第6条第2項は、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に名称を改正するもので、第6条第3項以降の改正において「第6条第2項の改正に同じ」としております。

2ページ、13番の第8条は、支給認定証に代わる通知の根拠となる運用例規の規定及び、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に名称を改正するもの並びに第6条第2項と同じ改正をするものです。

14番の第9条見出しは、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に名称を改正するものです。

15番の第9条第1項は、第9条見出しの改正と同じであります。

16番の第9条第2項は、第9条第1項及び第6条第1項と同じ改正をするとともに、「この限りではない」を「この限りでない」と、国の基準に準じ改正するものです。以降、文言を国の基準に合わせ改正するものについては、「文言の整理」としております。

19番、第13条第1項は、教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける額等の規定を整理し、改正するものです。

20番、第13条第2項は、第6条第1項と同じ改正及び特定教育・保育費用基準額の規定を整理し、改正するものです。

22番の第13条第4項は、第6条第1項と同じ改正及び「次の各号に」を「次に」に引用条項の表記を整理するものです。以降、同様の改正は「引用条項の整理」としております。

23番の第13条第4項第3号は、食事の提供に要する費用の基準を規定するものです。

27番の第14条見出しは、特定教育・保育に係る施設型給付費に特例施設型給付費を含まないため、「施設型給付費等」から「等」を削除するものです。

28番の第14条第1項は、施設型給付費に特例施設型給付費を含まないことから、文言を削除するものです。

3ページ、30番の第15条第1項第2号は、法改正により第9項が第11条に繰り下がったことにより改正するものです。

4ページ、59番の第35条第3項は、施設型給付費に特例施設型給付費を含み適用するものと改正及び特別利用保育を提供する場合の基準の読み替えを規定するものです。

5 ページ、62番の第36条第3項は、施設型給付費に特例施設型給付費を含み適用するものと改正、及び特別利用教育を提供する場合の基準の読み替えを規定するものです。

63番は、第37条の見出しを削除するものです。

64番の第37条第1項は、特定地域型保育事業の定員の規定について文言を整理するものです。

65番の第38条第1項は、「利用者負担」を「第43条の規定により支払いを受ける費用に関する事項」に改正するものです。

67番の第39条第2項は、「小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改正するものです。

69番の第39条第4項は、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改正するものです。

70番の第40条第2項は、「小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改正及び読み替え規定が不要となったことから削除するものです。

6 ページ、76番の第42条第2項は、第42条第1項第2号の代替保育の提供の規定を適用しない場合を規定するものです。

77番の第42条第3項は、第42条第1項第2号の代替保育での連携協力について規定するものです。

78番の第42条第4項は、特定地域型保育の提供の終了後、引き続き連携施設での受入れについて適用しない場合を規定するものです。

79番の第42条第5項は、特定地域型保育の提供の終了後、引き続き連携施設での受入れでの連携協力について規定するものです。

81番の第42条第7項は、事業所内保育事業の定義を整理するものです。

82番の第42条第8項は、保育所型事業所内保育事業を行うもののうち、連携施設の確保をしないことができる者を規定するものです。

84番の第43条第1項は、教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける額等の規定を整理し改正するものです。

7 ページ、96番の第50条は、読み替え規定の整理をするものです。以降、国の基準に準じ同様の改正をするものについては、「読み替え規定の整理」としております。

103番の附則第1条は、適用法を略し表記するものです。

105番の附則第3条は、「削除」と改正するものです。



欄外の附則につきましては、施行の日を交付の日からと規定するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第9、議案第7号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿に係る連携施設の確保の規定等を改正す

るものです。

また、併せて、事業の名称を地域型保育事業から家庭的保育事業等と改正するほか、文言についても整理を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） それでは、補足説明を申し上げます。

主な改正内容については、議案書の次に添付してあります参考資料により説明いたしますので、ご覧ください。

最初に、参考資料1ページ、1番の条例の名称ですが、国で定める基準の名称が「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」であることから、町条例においても、「那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」と、事業名称を改正するものです。

2番の第1条では、「地域型保育事業」を「家庭的保育事業等」に改正するものです。以下、改正内容が同じものについては、第何条の改正と同じとさせていただいております。

3番の第2条は、文言の整理のほか、「地域型保育事業」を「町長の監督に属する家庭的保育事業等」に、適切な訓練を受けた職員の定義については、「家庭的保育事業等を行う事業所の管理者」を含むことを規定するものです。

4番の第3条第1項は、「地域型保育事業者」を「家庭的保育事業等」に、12番の第5条第5項では、「地域型保育事業所」を「家庭的保育事業所等」にそれぞれ改正するものです。

また、同じく第5条第5項では、事業名称の改正のほか、「引用条項の整理」をするものです。

2ページ、14番の第6条第1項は、事業名称の改正のほか、引用条項の整理及び文言の整理をするもので、以降、「引用条項の整理」及び「文言の整理」については、国の基準に準じて改正するものであります。

18番の第6条第2項は、家庭的保育事業者等の代替保育の提供について、連携施設確保の基準の緩和を規定するものです。

19番の第6条第3項は、家庭的保育事業者等は連携協力事業者を適切に確保しなければならないことを規定するものです。

20番の第6条第4項は、2歳児以下の保育を行う家庭的保育事業者等において、3歳児に

ついても、引き続き保育が提供できれば連携施設の確保は不要とすることができる場合を規定するものです。

21番の第6条第5項は、2歳児以下の保育を行う家庭的保育事業者等において、3歳児についても、引き続き保育が提供できる連携施設を確保しなければならないことを規定するものです。

4ページ、45番の第16条第2項第4号は、乳幼児に対する食事の提供ができる搬入施設の範囲を拡大し、「業務遂行能力を有すると町長が認めるもの」を追加するものです。

5ページ、65番の第28条第1項第7号イの表は、小規模保育事業所A型の設備の基準を定めたものですが、4階以上の階の保育室等の設備基準を、建築基準法施行令に合わせた構造に改正するものです。

71番の第37条第2項第2号は、適用法の表記を整理するものです。

72番の第37条第4号は、引用法の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正及び居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める場合に、「保護者の疾病、疲労その他身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加するものです。

6ページ、82番の第43条第8号イの表は、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準を定めたものですが、4階以上の階の保育室等の設備基準を建築基準法施行令に合わせた構造に改正するものです。

84番の第45条第2項は、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、連携施設を確保しないことができる者を規定するものです。

欄外の附則は、施行の日を公布の日からとするものです。

以上で補足説明を終わりといたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第10、議案第8号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、放課後児童支援員となるための研修について、都道府県知事が行う研修に加え、指定都市及び中核市の長が行う研修も対象とすることを規定及び放課後児童支援員の条件に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を追加するものであります。

また、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に準じ、文言についても合わせて整理を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 補足説明を申し上げます。

主な改正内容について、議案書の次に添付してあります参考資料により説明いたしますので、ご覧ください。

1番、第2条は、国基準に準じた文言の整理及び「利用者」の略称規定を「町長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童」と明記するものです。

2番の第7条は、文言の整理です。

3番、第10条第3項は、放課後児童支援員となるための研修について、指定都市及び中核市の長が行う研修も対象とすることを規定するものです。

4番の第10条第3項第4号は、放課後児童支援員となれる条件の1つで教員免許の「更新」を受けた者と明確化するため、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とするものです。

5番、第10条第3項第10号は、放課後児童支援員となれる条件に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を追加規定するものです。

最後の6番、第10条第5項は、文言の整理です。

欄外の附則は、施行の日を公布の日からとするものです。

以上で補足説明を終わりといたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

---

◎議案第9号～議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第11、議案第9号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の議決について、日程第12、議案第10号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第13、議案第11号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号から議案第11号、令和2年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業及び町民プール整備事業に伴う解体費用のほか、6次産業の拠点整備として農畜産物処理加工施設を移設する費用などを計上するものであります。

その補正額は1億6,000万円となり、補正後の予算総額は101億3,600万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は教育費で、町民プールの解体費用等に6,508万9,000円を計上しました。

第2は農林水産業費で、農畜産物処理加工施設の移設費用や既存施設の解体費用等に

5,081万9,000円を計上しました。

第3は災害復旧費で、農地農業用施設災害復旧事業費及び林業用施設災害復旧事業費のほか、道路河川災害復旧事業費に1,160万円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金、諸収入、町債のほか、繰越金を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正予算は町税還付金に200万円を増額計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は21億4,300万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正予算は施設管理費に1,000万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金や繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は3億2,300万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表、地方債補正であります。社会教育債は町民プールの解体費用に係るもので、4,000万円を追加することといたしました。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は1,696万9,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,050万1,000円及び個人番号カード交付補助金646万8,000円であります。

15款県支出金、2項1目総務費県補助金の補正額は40万円の増で、高校生地域定着促進事業補助金は産学官連携事業に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は259万4,000円の増で、県単農業農村整備事業費70万円及び環境保全型農業直接支払交付金129万4,000円、中山間地域実践活動支援事業費補助金60万円であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は9,603万7,000円の増で、前年度繰越金でありま

す。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は400万円の増で、栃木県被災者生活再建支援金200万円は、昨年の台風19号で被災した方を支援するもの、財団法人自治総合センターコミュニティ事業補助金200万円は、自治公民館の備品購入費を助成するものであります。

21款町債、1項5目教育債の補正額は4,000万円の増で、社会体育施設整備事業債は町民プールの解体費用に係るものであります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費、2項1目企画総務費の補正額は60万円の増で、産学官連携事業費は、地域の問題解決に向けた取組など町内の高校生の活動に要する経費であります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は646万8,000円の増で、個人番号カード交付事業費は、マイナンバーカードの利用拡充や戸籍システム改修費用を計上するものであります。

3款民生費、2項2目認定こども園費の補正額は101万7,000円の増で、認定こども園諸費は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としておもちゃ殺菌庫の購入に要する経費であります。

3目児童措置費の補正額は33万9,000円の増で、子育て支援センター運営事業費は、感染症対策としておもちゃ殺菌庫の購入に要する経費であります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は154万6,000円の増で、衛生総務諸費は、那須南病院において感染症対策用品を購入するため、広域行政事務組合の病院負担金を増額するものであります。

2目予防費の補正額は632万9,000円の増で、母子保健事業費74万9,000円は、職員の産前産後休暇取得に伴う会計年度任用職員に係る経費、感染症予防費558万円は、高校1年生から64歳までの方のインフルエンザ予防接種の助成に要する経費であります。

10ページに入ります。

2項1目ごみ処理費の補正額は66万8,000円の増で、ごみ収集運搬業務費は、ごみ収集運搬業務における感染症拡大防止に要する経費及びごみステーションの購入費であります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は4,207万8,000円の増で、農畜産物加工施設の用地返還に伴う施設の解体に要する経費や、6次産業の拠点整備としての施設の移転費用、環境保全型農業直接支払交付金のほか、地域の看板設置など、魅力ある交流環境整備事業の補助金であります。

5目農地費の補正額は750万円の増で、町単農村振興事業費440万円は、U字溝布設工事



や暗渠排水整備事業など町内8か所への補助金、県単農業農村整備事業費180万円は、県補助金の追加認定による浄法寺地区揚水機ポンプ整備事業への補助金、農地諸費130万円は、小口地区農道の湧水や排水処理工事に要する経費であります。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は、96万8,000円の増で、施設のエアコン交換工事やミンチ機の購入に要する経費であります。

11ページに入ります。

2項2目林業振興費の補正額は27万3,000円の増で、森林・山村多面的機能発揮対策事業費は、とちぎ環境・みどり推進機構への負担金であります。

6款商工費、1項2目商工振興費の補正額は5万円の増で、消費者行政費は、高齢者の特殊詐欺電話被害を防止するための撃退機器の購入を支援する補助金であります。

3目観光費の補正額は687万6,000円の増で、観光施設管理費40万円は那珂川グリーンヒル敷地内の支障木伐採業務に要する経費、観光諸費647万6,000円は道の駅ばとうの駐車場増設に係る調査委託料であります。

7款土木費、2項2目道路維持費の補正額は507万2,000円の増で、町道維持補修費は、町道永畑川崎線舗装修繕工事及び町道於那志線道路排水工事に要する経費であります。

8款消防費、1項1目常備消防費の補正額は152万7,000円の増で、消防本部における救急隊員の新型コロナウイルス感染症予防の備品等購入のため、南那須地区広域行政事務組合の消防負担金を増額するものであります。

5目災害対策費の補正額は200万円の増で、昨年の台風19号で被災された方への支援金であります。

12ページに入ります。

9款教育費、4項2目公民館費の補正額は273万7,000円の増で、公民館活動費は、和見自治公民館の新築及び久那瀬自治公民館の改修への補助金であります。

3目図書館費の補正額は35万2,000円の増で、図書館管理運営費は、小川図書館の学習室エアコンの修繕工事に要する経費であります。

4目文化費の補正額は200万円の増で、文化振興費は、新築する和見自治公民館で使用する会議用の椅子やテーブルなどの備品購入を支援するコミュニティ助成事業の補助金であります。

6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は500万円の増で、国道294号上町交差点の道路改良に伴い、案内看板の撤去工事に要する経費であります。

5項2目保健体育施設費の補正額は5,500万円の増で、町民プールの解体工事に要する経費であります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は360万円の増で、6月上旬の豪雨により被災した町内18か所の農地の法面復旧工事などに要する経費であります。

2目林業用施設災害復旧費の補正額は400万円の増で、6月上旬の豪雨により被災した林道沼沢線や林道細沢入線の法面復旧工事に要する経費であります。

13ページに入ります。

2項1目公共土木施設災害復旧費の補正額は400万円の増で、道路・河川災害復旧事業費は、6月上旬の豪雨により被災した普通河川来目木川及び普通河川立野川の復旧工事に要する経費であります。

14ページは今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について、補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は200万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に移ります。

8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の補正額は200万円の増で、一般被保険者に係る国民健康保険税の還付金の増によるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページをご覧ください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金の補正額は150万円の増で、国庫補助事業の追加割り当てによるものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は850万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は1,000万円の増で、小川地区管路耐震化工事、管渠修繕工事等によるものであります。

以上で、那珂川町一般会計補正予算、那珂川町国民健康保険特別会計補正予算、那珂川町下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示し下さい。

質疑はありませんか。

4 番、益子純恵議員。

○4 番（益子純恵君） それでは、歳出の 9 ページからお伺いしたいと思います。

2 款総務費の中の産学官連携事業費60万円なんですけれども、高校生が対象になるのかと思うんですけれども、今回なぜ高校生が対象になったのか。県の補助金に関係してくるのかなと思うんですけれども、具体的にはどういった事業なのかということ、詳細を伺いたいと思います。

それから、2 点目、4 款の衛生費になります。感染症予防費のところ、インフルエンザ助成枠の拡大ということで、先ほど高校 1 年生から64歳までという説明があったんですけれども、対象が何名で、1 人当たり幾ら助成になるのかを伺います。

それと、3 点目なんですけれども、11 ページ、6 款商工費の中の消費者行政費 5 万円ですけれども、額は小さいんですけれども、具体的にどういった事業なのか。それと、1 件当たり幾らで、何件見込んでいるのかを伺います。

それと、4 点目、12 ページ、9 款教育費、町民プールの解体かと思えますけれども、体育施設整備事業費委託料が500万円、工事請負費が5,000万円ということで出ておりますけれども、委託料の、まず詳細を伺いたいと思います。

まずは、以上 4 点を伺います。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 1 点目の産学官連携事業費で、なぜ高校生かということですが、この事業につきましては、栃木県の栃木高校生地域定着促進事業というのが、今年度から 3 か年事業で予定されておりますので、この事業によりまして、高校生としたものであります。

内容としましては、町内の高校生が課題研究活動を実施するための経費ということでござ

います。高校生20名程度を想定してございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 4款1項2目予防費のうち、感染症予防費についてお答えをします。

まず、対象者なんですが、約8,200人がおりまして、そのうち接種率が60%を見込んで、おおむね5,000人ということで考えております。また、補助する費用なんですが、1人当たり1,000円を考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 続きまして、6款1項2目商工業振興費の消費者行政費の5万円でございますが、これにつきましては、特殊詐欺電話撃退機器の購入費補助事業を今回新たに創設したものでございまして、補助の対象につきましては、町内に住所を有しており、65歳以上の独居世帯と、平日の日中に在宅する世帯が65歳以上の者のみになる世帯を対象としてございます。補助率につきましては、補助対象経費の2分の1、限度額が5,000円でございます。この予算におきまして、10件を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課課長。

○生涯学習課課長（小松重隆君） 9款5項2目保健体育施設費の委託料の詳細についてですが、プールの解体工事の設計業務委託350万円と、プールの解体工事の管理業務委託150万円となっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） ありがとうございます。

まず、1点目の産学官連携事業ですけれども、町内の高校生ということだったんですけれども、今回は、馬頭高校生だけではなくて町内に在住の高校生20名程度ということなんですけれども、実際どのような形で参加者を募るのか、お伺いします。それが1点目です。

それから、2点目です。先ほどの特殊詐欺の購入費の補助なんですけれども、実際には、知識不足で申し訳ないんですけれども、こういった形のものなのかというのを、少し具体的

に教えていただければと思います。

それから、9款教育費の体育施設整備事業費、委託料が解体の設計ということで伺ったんですけれども、申し訳ありません、無知で申し訳ないんですけれども、解体の設計という、設計の段階で工事の費用が出てくるのかなと思ったんですけれども、先に工事の請負費で5,000万円という金額が出ているんですけれども、この5,000万円という金額というのは、実際に生涯学習課の職員の方がはじいたのか、どなたかに委託してその金額を出したのかというところを、すみません、素朴な疑問なんですけれども、伺えればと思います。

以上になります。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 1点目の高校生の応募の仕方でございますが、現時点では、馬頭高校の高校生を中心に考えております。町内の高校生にも募集をかけるわけですが、どのような方法が適切か、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、電話機器の、どういった機器かということでございますが、電話をかけてくる相手に対しまして、「この通話は録音されています」などの音声流れます。また、自動的に通話内容を録音する機能がついているもの、また、迷惑電話番号からの電話を自動判別する機能などがついた電話機でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課課長。

○生涯学習課課長（小松重隆君） 工事費5,000万円の件については、業者のほうに、今あるプールの解体、2か所ある概算の工事費の見積りを依頼しまして、工事費のほうを算出してございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありますか。

11番、小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 5款の14節農業水産業費、14節の工事請負費、農畜産加工場の移設ということなんですけれども、今まで農畜産物の加工、年間どのぐらい使用しているか。それと、あと畜産ということになっておりますので、これ、畜産物の加工もこれまでしていたのかどうか。その2点、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、5款1項3目の部分、農業振興諸費の中の農畜産物の加工施設の利用でございますが、年間25組程度の利用がございまして、人数にしますと、180名程度利用しているところでございます。

もう一点の、今までに畜産関係の加工が行われたかどうかということなんですが、現在まで、畜産関係の加工は行われていなかったと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 180人。今までは、みそとかジャムとかやっていたと思うんですけども、これから移設するとき、これと同じような加工をするのか、それとも、ほかの加工を新しい加工場でするのか、どういう考えで今度は移設するのか、それをお願いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 今後の展開ということでございますが、現在までは、議員のおっしゃるとおり、みそ加工とジャムの加工ということで行われてきました。予算の説明の中で、6次産業の拠点化ということを目指してまいりますので、今後農業者と関係者と協議をしながら、何ができるのか、何をするのか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 確かに、今6次産業化ということでこれから進めたいということなんですけれども、6次産業ということになりますと、加工品一つ一つに加工室を造らなくちゃならないということになると思います。大豆一つを取ってみても、みそ煮、みそ加工、豆腐加工といろいろ分かれているわけでございますよね。そうすると、その加工品、例えば大豆にしても2つ3つの部屋を造らなくちゃならないということになりますけれども、それだけの需要があるのかどうか。それと、どのように重点的に、今までどおり、みそ加工の1部屋、それとまた別な部屋でやって、そういうふうに町民に聞いてからこれからの設定をするのか、それについてお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） これからどのように、需要であったりいろいろ検討しなくてはならないだろうと考えておりますが、基本的には、農畜産物に付加

価値をつけて販売していく、所得を上げていくということを目指し、今後ちょっと関係者と協議をして進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 9ページの2の4の1、住民基本台帳費の個人番号カード交付事業に646万8,000円ということなんですが、マイナンバーカードの制度ができてかなり時間がたつと思うんですが、取得している人がまだ11%というような報告があったと思います。なぜそういう低い水準にとどまっているのか。その辺のことをどう考えているのか。そして、この委託事業646万円、どのようなことでマイナンバーカードを進めようとしているのか、お聞きしたいと思います。

2点目は、先ほど小川議員からも質問されていた農業振興費の加工施設の問題です。今まででしたら、恐らく利用していた人は、6次産業で何か商品を生み出すということではなくて、自分たちが、例えば大豆をみそにして、それを自分たちが利用するというようなことでやっていたのではないかなと思うんですが、これは、そういう自分たち、町民あるいはほかから来る人たちも含めてですけれども、そういう人たちが、自分のためにやるということではなくて、これは生み出すということを目指してやるのかな。先ほどの答弁を聞いていますと、そういうふう感じたんですけれども、そういうことなのか、今までどおり、町民あるいは町民以外の方も、自分たちのこととして利用できる、そういう施設であるのか、はっきりさせていただきたいというふうに思います。

それから、12ページです。災害復旧費なんですが、私の聞き違いでなければと思うんですが、10の1の1のほう、農地及び農業用施設災害復旧費、今年の19号台風での被害に対しての復旧だというような話だと思ったんですが、そうだとすると、これはもう昨年のことなんですから、今年度の当初予算で上げるべきものではなかったのかというふうに思いますが、そうならなかった理由をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） 1点目の質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの取得率が低い理由ということでございますけれども、町民にとって、マイナンバーカード、今使えることが、公的な本人確認書類と、9月から始まりま

したマイナポイント等ということで、町民にとって使える範囲が少ないということも、理由の1つかと思います。

次の、今回の個人番号カード交付事業の事業の内容についてですけれども、今回の委託料の内容につきましても、住民基本台帳の一部が改正されまして、マイナンバーと戸籍の附票をひもづけることにより、国外転出後も、マイナンバーカード、公的個人認証の利用が可能となります。マイナンバーカードと戸籍の附票をひもづけるために、戸籍の附票の記載事項、現在は氏名と住所の2つの情報になりますが、そこに、生年月日、性別を追加し、4情報とすることに伴うシステムの改修及び戸籍の附票のネットワークの構築のためのシステムの改修となります。

もう一つが、戸籍法の改正により、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム改修となります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、先ほどの農畜産物の今後の利用をどのように考えているかというようなご質問でございますが、先ほどのご質問の中で議員さんがおっしゃいました、現在までは町民の方の自家用のみその加工であったりやられているわけでございますが、今後につきましては、それプラス、販売できる、販売を目的とした6次産業化のほうも取り入れてやっていきたいと考えております。今までの住民利用もできるというような考えでおります。

次に、10款の災害復旧費の件でございますが、これにつきましては、本年度6月末から7月にかけての豪雨によります災害の復旧費に対応するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 3番目の質問は、私の聞き違いだったようです。すみませんでした。

最初のマイナンバーカードなんですけど、町民にとっては、なかなかカードを取得しても、自分のためになるのかな、あるいはカードを作ることによって危険性が増すということや、ゆうちょする原因に挙げられている人が多くいるというふう聞いています。今度はシステムを変えるということなので、拡充にはつながらないんじゃないかなというふうに思うんですが、拡充のための予算ということなんですけど、それはどうなんですか。

それから、2点目なんですけど、今までの自家用とプラス販売目的と、両方やるんだという



ようなお話でしたけれども、そうしたら、かなり大がかりなものというか、今までの設備をもっと拡充しないとそれはできないのではないかと思います、そういうことも考えているんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） ただいまの1点目の拡充にはつながらないのではないかとということでございますけれども、住民基本台帳及び戸籍法の改正によりまして、このシステム改修を行い、最終的にはマイナンバーと戸籍が紐づけになりまして、戸籍の届出等をする場合、本籍でないときは戸籍謄本等を添付して戸籍の届出等をすることになるんですけれども、そういうものが不要になる。また、本籍地以外で戸籍謄本等が取得できるようになるという改正となっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 加工施設の販売を目的とするということで、機器の拡充といいますか拡大があるのかということでございますが、今現段階では、今の施設と同規模でということで考えておりますが、今後、業務用、販売用のもの、動きを見ながら、その辺については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 確認なんですけれども、加工施設、今までと同じような設備の規模でしたら、販売目的というのは、それはもう無理だと思います。52組の方が利用しているということなんですけれども、これ、1組何日もかかるわけですよね。1日、2日で終わりません。ですから、52組が利用するということは、寒い時期は、ずっと恐らく日程が詰まっているというふうに思います。そういう中で販売目的の生産も始めるということは、それは無理な話ではないかなと思いますが、そうは思いませんか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 現施設を使って無理なのではないかなというようなお話でございますが、加工品によっても、加工する時期と重なる部分もあるかなと思いますが、事業用として販売するのであれば、ある程度の期間を延ばしてやることも可能かなと考えております。今後そのような状況になった場合には、対応を考えていければと考えております。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 一般会計でお伺いたします。

まず、歳入8ページ、15款2項1目の県補助金、先ほどから質疑があります学官連携に使われる高校生地域定着促進事業補助金、今年度から3か年ということで補助金が来ますが、この補助金の目的というのはどういったところにあるのでしょうか。これは、3か年ということから、コロナ対応ではないのかなと思うんですが、補助率は3分の2ということでもよろしいかどうかを伺います。

それから、21款1項5目の教育債、社会体育施設整備事業債の起債の種類をお伺いたします。

それから、歳出9ページ、2款2項1目、先ほどの企画総務費の産学官連携事業費なんですが、これ、委託料がかかっておりますが、どんな内容で、どこに委託するのか、お伺いたします。

それから、4款2項1目のごみ収集運搬業務費です。感染症対策としてのごみ収集運搬関係の対策と、あと、それ以外に備品購入費ということで、ごみステーション2基を購入することだと思うんですけれども、需用費の49万2,000円はコロナ関係の予算ですけれども、具体的にどういった内容のものを購入するのかお伺いたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の1点目の高校生地域定着促進事業になりますけれども、こちらにつきましては、コロナ関係ではありませんで、栃木県の15戦略の中に入っている事業でございます。令和4年度までの3か年事業ということで、事業の目的が、若い世代の地元定着を促進するため、高校生などの地域活動に係る経費を支援するというような内容でございます。補助率につきましては100%で、限度額が1か年50万円となっている事業です。

それと、起債の種類でございますが、合併特例債を考えてございます。

それと、3番目の産学官連携事業費の委託料の内容でございますが、これにつきましては、高校生の活動のための活動支援のプログラムとかサポート事業を委託することを考えてございまして、委託先については、今のところ、こういった関係で全国的に有名なNPO法人のカタリバというところを想定してございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） 4点目の衛生費、清掃費、ごみ処理費の需用費の49万2,000円の中身でございますが、こちらの関係につきましては、コロナ感染症対策におきます業者の支援でございます。中身につきましては、マスク、あとビニール手袋、そちらのほうを支援したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） 歳入については了解いたしました。

歳出ですが、委託先のNPOの名前がちょっとよく聞き取れなかったんですけれども、カタリバとか。すみません、もう一度お願いします。

目的が、要するに、町内に高校生がその後卒業しても定着をしていくための事業ということですね。そうすると、馬頭高校生が全て那珂川町出身とも限りません。そういうことから、町内の高校生を対象に事業を展開したほうが、より定着という目的に即した事業ができるのではないかなというふうに思いますので、その辺ご検討いただけるかどうか、お伺いします。

そのほかは了解いたしました。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 委託先でありますけれども、国内の最大の高校生の課題探究活動、発表などを支援しているNPO法人のカタリバという団体を想定してございます。

馬頭高校生以外にもということですが、先ほどのご質問にもお答えをしましており、現在馬頭高校生を中心に準備はしておりますけれども、町内出身の高校生につきましても、どのような形で集まっていたかかは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

10番、阿久津武之議員。

○10番（阿久津武之君） 聞き漏らしたので、11ページ、土木費の道路維持費の中の町道維持補修費の内容について、ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、ご質問の道路維持管理関係の内容についてございま

すが、まず1点目につきましては、町道永畑川崎線であります。舗装修繕工事ということで、現在町道として都橋から那珂川消防署付近の舗装が大分傷んでおりますので、ここの部分の補修関係、おおよそ長さにして285メートル、それと幅員が10メートルでございますが、全箇所修繕、オーバーレイをするということではなくて、現在一番ひどいようなところについて補修をかけるという内容が、まず1点目でございます。

それと、もう一件は、町道の於那志線ですが、こちらにつきましては、道路排水の施設工というようなことございまして、道路排水でございますので、舗装を使ったアスカーブ、水を流す仕組み、または排水管を、これ300ミリでございますけれども、VU管ということで、そういったものを施工いたしまして、水の足をつけるというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 阿久津武之議員。

○10番（阿久津武之君） 永畑川崎線の話が出ているんですが、あれは、町道から県道になったというのは、いつからなったんですか。ちょっと確認します。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） 昨日の一般質問において、県道の那須黒羽茂木線のいわゆる岩下工区が6月に供用開始となったわけでございますが、現状、永畑川崎線につきましては、依然として町道のままでございます。協議に基づきまして、県道に相互移管というようなことで考えているところではございますけれども、現在、詳細について、県土木事務所のほうと調整を図っているところございまして、その移管状況、現状有姿ということで移管を考慮しておりますが、その詳細内容について現在協議を行っているところでございますので、おおよそ稲刈りが終わった頃には移管をしたいということで、今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 阿久津武之議員。

○10番（阿久津武之君） 6月に供用を開始した時点で県道になったと、現行は、まだ町道だという解釈なんですか。そうすると、県道だったら、あえて何で町の税金でやるのかなと疑問があるので、その点で。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） お答え申し上げます。

6月の供用開始部分は都橋付近まででございます、もともとの国道から永畑川崎線につきましては、6月の段階では、まだ町道でございます。移管の前のそういったいわゆる修繕関係等々、どこまでするかということも含めて、県土木事務所のほうと調整を図りまして、移管に当たっては、やはり道路台帳の整備であるとか、そういったもろもろの状況がありますけれども、そういったことをどちらでやるかということも含めて、現在調整を図っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は、1件ごとに行います。

議案第9号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第14、議案第12号 令和元年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 令和元年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金へ積み立てることに伴い、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩君） 補足説明を申し上げます。

別紙の令和元年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

一番右の列であります、令和元年度末の未処分利益剰余金の金額は、7,687万3,517円であります。このうち、議会の議決による処分量は7,687万3,517円であり、全額建設改良積立金へ積立てするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 令和元年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（鈴木 繁君） 日程第15、認定第1号 令和元年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 令和元年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 令和元年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 令和元年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 令和元年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第6号 令和元年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第7号 令和元年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第8号 令和元年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました認定第1号から認定第8号、令和元年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

私は、町政運営にあたり、この町をもっと明るく、もっと元気にしたいという思いで、「町民が働く喜びを実感できる町に」「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」「年

老いても、安心して充実した生活が実感できる町に」を基本政策として、この町に住んで良かったと心から思ってもらえるような魅力あるまちづくりを目指し、鋭意取り組んでいるところであります。

各種事務事業の執行に際しましては、議会をはじめ、町民の皆様のご協力、また各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、我が国の経済は、今年1月頃から国内でも感染が確認され始めた新型コロナウイルス感染症の影響により、外食、観光、宿泊等の産業で売上げが大幅に減少し、倒産件数が増加するなど、実質GDP成長率がリーマンショック後を超える戦後最悪のマイナス成長となる厳しい状況が続いております。

那珂川町においても、人口減少・少子高齢化問題が喫緊の課題であり、特に人口減少については、町の存続にもつながるため、人口減少に歯止めをかける施策や移住定住を積極的に進める必要があります。また、公共施設については、整備後、相応の年数を経過していることから、維持補修に係る費用が増加傾向にあり、今後、多額の費用を要する大規模改修等に備える必要があります。

このような状況の中、令和元年度については、「第2次那珂川町総合振興計画」、「那珂川町過疎地域自立促進計画」と併せ、「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い元気を生み出すまち」の基本理念を町の将来像と定め、町で生活する全ての人の協働により元気な町をつくることを目指し、事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、創意工夫と柔軟な発想を持ち、各種施策を推進してまいりました。

まず、「快適に暮らせるまちをつくる」の都市基盤整備のうち、道路の整備では、引き続き町道「76号線」、「和見立野線」、「一渡戸大鳥線」など9路線を整備するとともに、橋梁の長寿命化対策として、三輪橋の橋梁修繕及び橋梁点検等を実施いたしました。

住生活基盤整備のうち、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、町消防団第2分団第1部と第5分団第3部の消防車両を更新するとともに、第5分団第2部の消防車庫を新築いたしました。また、高齢者の運転免許証自主返納者に対し、支援事業を53件実施しました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保健の充実では、町民の健康問題は重要課題であり、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚と、町民の健康水準の向上を図るため、健康づくり事業及びガン検診の推進等、疾病予防対策事業を実施しました。

また、妊娠・出産から子育てにかけての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支



援センター事業として、妊産婦への支援、乳幼児の検診、発達障害児支援事業、各種相談事業、情報提供等を実施しました。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、独り暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続実施するなど、高齢者の生きがいつくり及び要援護老人対策の事業を実施いたしました。

児童福祉・子育て支援の充実では、認定こども園3園、放課後児童クラブ2か所、子育て支援センター2か所を運営するほか、病児保育事業や子育て短期支援事業が利用できるよう関係機関との連携を図り、子育てに優しい環境の整備に努めるとともに、研修会を開催し普及啓発を図るなど、児童虐待防止対策の強化に取り組みました。

また、子育て世代の経済的負担の軽減と希望をかなえる、子育て支援住宅「エミナル那珂川」の整備が完了し、3月8日から入居が始まり、現在は満室になっています。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、各小・中学校において、児童の教育環境の充実を図るとともに、馬頭高校存続に向けて、馬頭高校通学費等補助金を交付し、通学環境の支援を行いました。

施設整備事業においては、馬頭小学校の環境整備工事のほか、小川中学校の校舎改修工事などを実施いたしました。

また、国際交流の推進では、国際交流ウィークエンド事業やホースヘッズ村との交流事業を継続実施しました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、中山間地域等直接支払交付事業、多面的機能支払交付事業により農地の保全活動を支援したほか、新規就農者や担い手の育成・支援事業を実施しました。

また、農業基盤整備のため、農道整備事業を実施したほか、谷川地区の農業用ため池のハザードマップを作成しました。

その他、イノシシ肉加工施設運営事業や里山の景観保全及び維持管理を行うためのとちぎの元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業などを、継続して実施しました。

観光の振興では、観光協会との連携により、道の駅や地域情報発信施設を中心に観光・地域情報のPRを実施したほか、県のアフターデスティネーションキャンペーンに参加し、「なかチョイス」や「ふくろうがいっぱい展第2弾」などを企画するとともに、交流人口の増加に努めました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、住民の生活環境の改善を図るため、廃棄物収

集処理対策事業を継続して実施したほか、那珂川町環境基本計画後期計画に基づき、環境のまちづくり事業を推進するとともに、生ごみ堆肥化事業を実施し、ごみの減量化と循環型社会の構築に取り組みました。

「ともに考え行動するまちをつくる」の行財政改革では、第3次行財政改革推進計画を着実に推進し、各種行政経費の節減等、継続的な取組を実施しました。また、住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図る対策として、「なかがわ元気フェスタ2019」を実施いたしました。

広域・地域間連携と交流の促進として、「ふくろう協定」を締結している豊島区と交流を図ったほか、秋田県美郷町に教職員を派遣する一方、美郷町のスポーツ推進委員を受け入れて、視察交流を実施いたしました。

「まちづくり3大重点プロジェクト」の「雇用の創出」推進プロジェクトでは、企業誘致活動の推進として、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度のPRに取り組みました。

「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、結婚促進事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業のほか、産婦健診助成事業、育児パッケージの贈呈などの各事業を実施いたしました。

「新しい人の流れ創出」推進プロジェクトでは、町の地域振興発展のため、「地域おこし協力隊」事業を継続実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行うとともに、空き家の取得や改修に係る補助金の交付や移住定住モニターツアー事業を実施し、移住定住の促進を図りました。

また、地域経済と商店街の活性化を図るため、プレミアム商品券の発行事業を実施しました。

ここまで、令和元年度に実施いたしました主な事業について申し上げますが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第一は地方交付税で32億9,150万9,000円、第二は町税で20億9,280万5,781円、第三は県支出金で5億5,884万9,704円、第四は町債で5億4,922万7,000円、第五は繰入金で5億2,075万82円、続いて、国庫支出金で5億1,924万3,325円あります。

次に、歳出の主なものは、第一は民生費21億3,786万5,515円で、高齢者福祉、障害者福祉などの各種の社会福祉事業のほか、子育て環境を充実するための認定こども園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第二は総務費10億5,264万7,466円で、庁舎や町有財産の維持管理費、デマンドタクシーの実証運行などの公共交通確保対策事業、移住定住促進事業、個人番号カード交付事業費、地域おこし協力隊やふるさと納税などのまちづくり費などが主なものであります。

第三は公債費10億3,356万6,060円で、町道整備事業や庁舎建設事業、認定こども園整備事業などの各種事業で借り入れた地方債の元金と利子の償還金であります。その決算の内容であります。歳入総額89億3,325万7,024円、歳出総額80億9,609万8,068円で、歳入歳出差引額は8億3,715万8,956円であります。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額7,231万円と事故繰越し繰越額195万9,000円を控除すると、実質収支額は7億6,288万9,956円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として、3億5,000万円を財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。施設の適正な維持管理を行い、地上デジタル放送などの再放送サービスやCS有料放送サービスのほか、インターネット接続などの情報通信サービスを提供するとともに、自主放送、文字放送により、積極的な行政情報等の提供に努めました。その決算の内容であります。歳入総額2億4,431万3,957円、歳出総額2億3,768万5,062円で、歳入歳出差引額は662万8,895円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養の給付のほか各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容であります。歳入総額22億1,093万259円、歳出総額21億7,806万9,345円で、歳入歳出差引額は3,286万914円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。その決算内容であります。歳入総額2億1,972万6,735円、歳出総額2億1,174万4,274円で、歳入歳出差引額は798万2,461円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付のほか、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を行いました。その決算内容であります。歳入総額19億5,503万5,030円、歳出総額19億563万5,309円で、歳入歳

出差引額は4,939万9,721円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水道施設の耐震工事や公共ます設置工事のほか、下水道処理施設の維持管理に努めました。その決算の内容であります。歳入総額3億1,597万4,809円、歳出総額2億9,860万5,466円で、歳入歳出差引額は1,736万9,343円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理のほか、国庫事業で実施した施設の長寿命化を目的とした最適整備構想を作成いたしました。その決算の内容であります。歳入総額5,326万7,310円、歳出総額5,003万6,227円で、歳入歳出差引額は323万1,083円となりました。

最後に、那珂川町水道事業であります。水道水を安定供給するとともに、送水管や配水管の布設替え工事及びポンプ交換工事などを実施いたしました。収益的収支につきましては、収益は4億865万8,161円に対し、費用は3億3,178万4,644円で、純利益は7,687万3,517円となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げますが、これらの決算につきましては監査委員から決算審査における意見書を頂いておりますので、併せてご報告いたします。ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長が共に決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日本会

議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集します。

ここで、本会議の休会について、お諮りいたします。

5日から14日までの10日間は、決算審査特別委員会及び休日のため本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、5日から14日までの10日間は、本会議を休会とすることに決定しました。

5日から14日までの10日間は、本会議を休会といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 零時36分